

国立大学法人旭川医科大学役員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

国立大学法人旭川医科大学役員給与規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学役員給与規程（平成16年旭医大達第173号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後		現行	
(略)		(略)	
(基本給)		(基本給)	
第7条 学長等の基本給表は、次に掲げるとおりとする。		第7条 学長等の基本給表は、次に掲げるとおりとする。	
号俸	基本給月額	号俸	基本給月額
1	<u>540,000円</u>	1	<u>525,000円</u>
特1	<u>570,000円</u>	特1	<u>554,000円</u>
2	<u>599,000円</u>	2	<u>583,000円</u>
特2	<u>631,000円</u>	特2	<u>614,000円</u>
3	<u>663,000円</u>	3	<u>645,000円</u>
特3	<u>699,000円</u>	特3	<u>680,000円</u>
4	<u>736,000円</u>	4	<u>716,000円</u>
特4	<u>765,000円</u>	特4	<u>744,000円</u>
5	<u>793,000円</u>	5	<u>771,000円</u>
特5	<u>823,000円</u>	特5	<u>801,000円</u>
6	<u>852,000円</u>	6	<u>829,000円</u>
7	<u>933,000円</u>	7	<u>908,000円</u>
8	<u>1,006,000円</u>	8	<u>979,000円</u>

2 学長等の基本給月額は、次に掲げる号俸とする。

- (1) 学長 8号俸
- (2) 理事 6号俸
- (3) 監事 3号俸

3 前項第2号及び第3号にかかわらず、理事及び監事の号俸は、前項各号に掲げる号俸を上限として学長が決定することができる。

第7条の2 非常勤役員の年俸額は、次に掲げる額とする。ただし、非常勤役員が非常勤役員給与の支給を辞退する場合、本務として勤務する機関が無報酬を条件として兼業を認める場合等特別な事由がある場合には、非常勤役員給与の全部又は一部を支給しないことがある。

- (1) 非常勤理事 3,039,000円
- (2) 非常勤監事 2,430,000円

(略)

(期末特別手当)

第12条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する学長等に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した学長等についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する調整手当の月額及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び基本給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を加算した額に、100分の175を乗じ、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(略)

2 学長等の基本給月額は、次に掲げる号俸とする。

- (1) 学長 8号俸
- (2) 理事 6号俸
- (3) 監事 3号俸

3 前項第2号及び第3号にかかわらず、理事及び監事の号俸は、前項各号に掲げる号俸を上限として学長が決定することができる。

第7条の2 非常勤役員の年俸額は、次に掲げる額とする。ただし、非常勤役員が非常勤役員給与の支給を辞退する場合、本務として勤務する機関が無報酬を条件として兼業を認める場合等特別な事由がある場合には、非常勤役員給与の全部又は一部を支給しないことがある。

- (1) 非常勤理事 2,955,000円
- (2) 非常勤監事 2,364,000円

(略)

(期末特別手当)

第12条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する学長等に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した学長等についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する調整手当の月額及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び基本給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を加算した額に、100分の172.5を乗じ、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(略)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

【改正理由】

国家公務員の給与改正に準拠するため、所要の改正を行うものである。